

ギャンブリング * ゲーミング学会 ニューズレター No.19

Japan Academy of Gambling & Gaming Studies Newsletter No.19

[記事]

「休暇」から「休活」へ	橋爪 紳也	1
ギャンブルと法律 <第 19 回>		
米国連邦破産法第11章のカジノへの適用に関する課題	美原 融	4
ギャンブル ^秘 写真館 <第 16 回>		
イスラミック・アート・ミュージアム	谷岡 一郎	8
Do You Know This <第 16 回>		
証券取引は賭博? ——金融商品の賭博性について考える	梅林 勲	10
カジノのマーケティングと責任	中條 辰哉	15
[書評]		
『たまたま』	谷岡 一郎	19
『吉田観覧車』	岡本 美紀	20
[掲示板]		24
第7回学術大会・総会開催		
第7回シンポジウムの予定		

巻頭言

「休暇」から「休活」へ

橋爪紳也



ハコモノ行政への批判は、あいからず根強い。観光に関わる分野でも例外ではない。その背景には、バブル経済期に制定された総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法への反省がある。

1987年に制定された総合保養地域整備法は、リゾート産業の振興と国民経済の均衡的發展を促進、人々が多様な余暇活動が楽しめる場を民間事業者の活用に重点をおき総合的に整備することを目指した。結果、政府や地方行政の補助を得て、全国津々浦々、風光明媚な場所に公的な宿泊施設、あるいは第3セクター方式によるテーマパークの類が建設された。

実際、そのなかで今日にあっても、人気を集めている事例は稀だ。財政が破綻した夕張にあるミュージアムや集客施設の例をあげるまでもない。なかにはすでに廃墟となっている例もあるだろう。

開発優先の発想に、問題があったという指摘は的確だ。公金の無駄遣いであったという単純な批判も至極、真っ当である。ただそこに、より深い問題が潜んでいることを強調したい。

私たちが反省すべき点は、ハードの整備を推進したことだけにあるのではない。むしろハード整備をすると同時に当然なすべきであった、利用者を増やす施策がないがしろであった点に目を向けるべきではないか。新しい観光施設群がいくらできて、保養地での長期休暇を家族と楽しむ需要を喚起するべく、私たちのライフスタイルや価値観を変えることができていなかったのではないか。

日本でもカジノの設置を認める法案の必要性が議論されている。しかし私は、単なるカジノ法案ではなく、諸々の機能が統合された「統合型リゾート」の設置を可能とする法律が必要だと考える。そこにあってリゾート法の焼き直しであり、公金の無駄遣いだという反論が起こるのだろう。しかし私たちは、いわゆるバブル経済期への真摯な反省をもって、新たな遊びにこだわる豊かな地域づくりを構想しなければいけない。

■
なぜこのようなことを改めて述べるのか。それは、日本におけるリゾートや休暇に関する議論にあって、これまで常に参照されてきたのがフランスの事例であるにも関わらず、その真意が十分に伝えられていないからだ。

話は 1936 年にまで遡る。当時、パリなどの大都会にあっても、産業界は大恐慌の痛手から立ち直ることができず疲弊したままに、街には失業者があふれていた。

そこで政府は、長期化する不況への対処法として、すべての労働者に 2 週間の有給休暇を保障する制度、通称「バカンス法」を制定した。「もっと働くこと」ではなく「もっと休むこと」を奨励したわけだ。有休休暇は、労働者の権利であるという単純な話ではない。実際、各地で魅力的な保養地の計画や楽しいイベントの創出があったようだ。たとえばこの時期に生まれた自転車競技が、今日のツール・ド・フランスの原型になったという。誰もが連続して長期の休みをこなすなかで、受け皿となる農村などで新たな仕事生まれ、結果的にサービス産業の内需を伸ばすことに成功した。

フランスでの試みが世界にひろがり、今日に至る。欧米各国の制度をみると定められた有給休暇のうち、ドイツでは最低 12 日、フランスでは 12 日から 24 日間をまとめて取ることが義務づけられている。デンマークでは、未消化のままの有休休暇の日数を計算、雇用者が買い取ることになっているのだそうだ。

■
しかし日本では、フランスにおける「バカンス法」の本質である長期休暇の制度をとりいれなかった。今日にあっても、我が国では連続して休日を付与する義務は経営者にはない。未消化のままに廃棄される有休休暇は、欧米諸国より遥かに多いのが実情だ。そのため、いかに血眼になってリゾート施設を整備しても、そのニーズを喚起することができなかった。結果として十分に使われず、リゾート法に依拠する観光開発の多くは破綻した。私たちはその反省に立って、次の時代の余暇と観光開発の戦略を立てるべきではないか。

このような考え方を前提として、私もアドバイザー・ボードに名を連ねる財団法人日本生産性本部の余暇創研「観光地域経営フォーラム」は、2009 年 9 月、「休暇」から「休活」へと発想を転じるべきだとする提言をまとめた。これまで「暇」の一文字があるがゆえに、日本人は「休暇」という言葉に対してマ

イナスのイメージを抱きがちであった。そうではなく、経済的に危機が顕在化している時期だからこそ、より能動的に、文字通り「ひとりひとりが休日を活かす」という発想を持つことが重要なのではないか。そういう想いを「休み」を「活かす」という意味の造語、「休活」に託している。

各人が、経営側と相談しつつ、個別に連続的に有給休暇をとることで、さまざまな効能が予想できる。ひとつには近年、私たちがようやく議論を始めたワーク・シェアリングをはかることが可能になる。先のフランスの例示のように、新たなビジネスを産み出す契機ともなるだろう。

また観光地が抱え込んでいる課題の解決にもつながる。これまで私たちは、工業社会のモラルそのままに、誰もが「一斉に働き、一斉に休む」というライフスタイルを是としてきた。連休が増えてはいるが、誰もが同時に会社や学校を休むという構造は変わらない。結果として、たとえば京都などの観光地では、春と秋のごく限られたシーズンに観光客が集中、交通渋滞を始めとする観光公害が顕在化している。受け入れる観光業者としても、シーズンとオフシーズンの差が年々、増大しているなかで、平準化を求めている。もしそれぞれの裁量で長期休暇の時期を選ぶことができ、また子どもたちも同様に、保護者にあわせて夏期休暇をとることができれば、日本の観光地も滞在型の需要にあわせざるを得ず、劇的に変わるだろう。

日本では、サービス産業がGDPに占める割合が7割を占める。これをさらに伸ばし、内需を拡大し雇用の創出をはかるには、有給休暇を誰もが取ることで、「もっと休み」「分散して休む」ことを是とする社会が出現する。「休暇」から「休活」の転換は、生活様式や人生観にまでおよぶ発想の転換を促す。より積極的に有給休暇を活用しようという「休活」の制度化をすすめるゆえんである。

米国連邦破産法第 11 章のカジノへの適用に関する課題

多くの日本人は、カジノは金の卵を産むガチョウで失敗も倒産も無い約束された事業と単純に考えているが、適切な考え方ではない。カジノも通常の企業と同様に、収益に比して費用負担が大きかったり、過剰債務を抱えていたりした場合、景気動向次第では、当然破綻もありうる。2008 年から 2009 年にかけて本場米国でも連邦破産法第 11 章¹を適用し、我が国でいう民事再生の手続きに入ったカジノ企業がいくつか生まれた²。もっともカジノ運営企業の破たんの場合には、通常の企業の破たんと異なり、かなり複雑になるのは、その経営や運営が州政府による厳格な規制対象となるため、連邦法の規定と州法の規定のどちらが優先されるのか次第では、債務調整自体のメカニズムがうまく機能しなくなるという事情があるからである。一体何が問題となるのか。

米国連邦破産法第 11 章とは、企業が債務を返済できない状況に至った場合、連邦倒産裁判所³に保護申請し、旧経営陣が経営を続けながら、負債や労務費の削減、債務調整等により再生を図る、所謂再建型の倒産手法になる。裁判所に申請してから 120 日以内に、経営再建計画を提出し、債権者の過半数、債権額の 2/3 以上の賛成を得、裁判所の認可を得て手続きが完了する。原則として、管財人の新たな指名は無く、旧経営陣(債務者)が、管財人の立場で引き続き事業を継続することができるため、これを占有債務者(Debtor in possession, DIP)という。但し、占有債務者に詐欺的行為や重大な経営上の過誤があった等の正当な事由があるときには、利害関係者または連邦管財人の申し立てに基づき、倒産裁判所が管財人の選任を命令することもある⁴。裁判所への申し立てにより倒産手続きが開始されると、債務者に対する訴訟等の法的な手続きや、債務者からの債権取立行為の殆どは禁止される⁵。また手続きの申し立てがあった時点で、倒産裁判所

¹ 所謂チャプター・イレブンである(Chapter 11 US Bankruptcy Code USC 36)。

² 2008 年 5 月のミシガン州の Greek Town Casino, 同年 5 月のニュージャージー州の Tropicana, 2009 年 2 月の Trump Entertainment, 2009 年 7 月 29 日のネバダ州の Station Casino 等である。破たんに至った背景や経緯は各々異なるが、債権者との間で私的な債務調整を企図(事前調整型倒産、prepackaged bankruptcy)したが、合意に達せず、法的整理となったという経緯は同一である。尚 2009 年 6 月 11 日にはカジノのデベロッパー企業である Fontainebleau が投資額 29 億ドルの施設の建設が 70%まで進捗した段階で資金不足に陥りやはり、連邦破産法第 11 章に基づき、連邦倒産裁判所に保護を申請した。一方、法的整理にはいかない私的債務調整は多くの主要カジノ事業者が 2008 年から 2009 年にかけて様々な形で実施し、中には実質的に倒産に近い債務整理も存在する。金融市場から巨額の資金がカジノ業に入り、確実にかつ安全に「儲かる」というバブルがはじけたという一側面もあろう。

³ Federal Bankruptcy Court。連邦司法管轄区域毎に米国内に 94 施設存在し、連邦破産法に基づき倒産関連事案に関する独占的な管轄権を保持する裁判所である(よって、倒産関連は州の裁判所では取り扱わない)

⁴ 連邦破産法第 1104 条

⁵ 連邦破産法第 362 条

の命令を待たずにかかる効力が発生することが前提となり、これを「自動的停止 (Automatic stay)」と呼称している⁶。この連邦破産法は、破たん法制としての米国における統一法でもあり、破たんに関する全ての権限を倒産裁判所とその管財人(占有債務者を含む考えになる)に付与することが前提になる。では、カジノ企業が連邦倒産裁判所に破産法第 11 章の適用を申請した場合はどうなるのであろうか。

カジノ施設の許諾、経営、運営を律する法的枠組みは、連邦法ではなく、各州の個別の法律となる。⁷公共の秩序と公正さを保持するために、州法は州の規制機関を設け、カジノ運営企業の経営・運営に関する重要な側面の全てを認可の対象とし、法の執行を厳格に行うことを規定する。この様な状況下で、カジノ企業が破たんした場合、連邦法に則り、全ての破たん処理がなされるのか、あるいは州法の規定が優先され適用されるのか、どちらが最終的な判断権限者なのかという問題が生じてしまう⁸。例えば、再建のために管財人が、規制当局の認可無しに、企業分割や、重要資産の売却等必要な措置の要素をかってに行えば、州法違反となってしまう。予め規制当局の同意を得るなり、何らかの調整を考慮しないと、連邦法と州法の調整がうまくいかなくなるわけで、破綻した場合、全てが連邦法の規定のみで処理できない事情があるということになる。一方、連邦破産法上の申請が一端なされると、上述した自動的停止規定に基づき、その他の許認可当局や利害関係者の権利は当然制限されることが連邦法の前件になる。この考えが適用されなければ、破綻手続そのものが拒否されることになりかねず、例え州法にカジノ規制当局の専権が規定されていても、連邦法が優先的に適用されるべきとする論拠もある。

現実問題としてややこしいのは、管財人が取るあらゆる再生に向けての合理的な行動は、カジノを規制する規制当局の目から見れば、認可や認証、あるいは拒否の対象にならざるを得ないことにある。例えば州法では、通常、カジノの経営や運営に携わる主体に関しては厳格な能力、経験、資格等が株主、経営者、職員まで要求される。一方、裁判所が占有債務者ではない第三者の管財人に破たん再生期間中のカジノの運営・経営を一任する場合、州法の規定によれば、当該管財人は、別途規制当局からライセンスを取得することが義務づけられてしまう。これでは連邦裁判所の権限が一部損なわれてしまうということになりかねない。また、連邦破産法は、明示的に管財人(ないしは占有債務者)が、事業再生のために担保無しの追加借入を行えることを明記しているが、

⁶ 連邦破産法第 362 条、11USC(破たんの申し立てがあると、担保権の実行手続きが自動的に停止されることをいう。我が国では必ずしもこうはならない)。

⁷ カジノに関し、州政府に管轄権限がある根拠は米国憲法第 10 改定にある「憲法により連邦政府に授權されていない権限、ないしは連邦政府により州政府に対し、禁止されていない権限は、各々州政府、国民に帰属する」という規定による。

⁸ 一般論としては、規制当局はライセンスを破棄できる権限を保持しているが、これでは再生の可能性はない。同時に単純に破たんさせるのではなく、事業を継続せしめ、再生することが、税収や雇用を確保できる等の事情により、より適切と判断することもあり、危機的な状況においては、規制当局が連邦地方裁判所の同意を得て、第三者の信託人、ないしは管財人を指名することがある。例えば、1989 年破たんした **Aladdin Hotel** を運営するために、ネバダ州ゲーミング委員会は、緊急措置としてライセンス取り消し期限直前に管財人を指名した。2008 年ニュージャージー州カジノ管理委員会は、経営者が不適切としてライセンス更新を拒否した **Tropicana** に関しては、ライセンス取り消しに至る直前に州最高裁判所判事を信託人に指名し、当該事業の継続を試みている。

州政府の規制当局は、かかる借入行為自体を認可の対象にすることになり、認可申請を無視した場合、単純な認可拒否にとどまらず、規則違反としてなんらかの罰則を適用しかねないということになる。

この連邦法と州法との相克の問題に関する具体の判例は殆ど無い。連邦法と州法をどう調整していくかは、ルール等無いわけで、日本的なあり方に似ているが、根回しも含めてその両方に配慮した実務的作業をせざるをえないと考えられている。よって、管財人(ないしは占有債務者)は、第11章申請に際し、関連州政府の規制機関とまず調整を図り、交渉しつつ、合意を得ながら、再生計画を作成、提出して、これを実施するという手法が取られている⁹。州によっても微妙にこの実践のあり方は異なり、例えば、ネバダ州では、管財人がカジノの運営に関与する前に申請を規制当局に提出し、認可の対象にすることを要求し、管財人が特別の認可により既存のカジノライセンスを使用できる手順を前提としている。一方、ミシガン州では、再建計画のもつれから事業を救済する手段として¹⁰、規制当局がステップインし、管財人を指名することを連邦破産裁判所に要請し、連邦裁判所との間で実務的コンセンサスを求める手段をとった。法律上の規定は無いが、取られるべき手順、許諾、権限の行使につき、根回しも含めた利害関係者官の合意形成や調整を経る必要があったことになる。

もっとも2009年後半に至り、この問題に新たな課題が生まれてしまった。コネチカット州のフォックスウッドカジノを所有するナンタケットペコー族は世界最大のカジノを保持するインディアン部族企業を保有しているが、この部族企業は、14.5億^{ドル}の負債を抱え、売上げが減少・低迷、2009年8月に債権者に対し、債務リストラ提案を行うに至り、同年11月16日に、半年賦のローンの金利を全額払えず、実質的にデフォルトに陥ってしまった¹¹。部族は、連邦法上、Sovereign Nationとして特異な地位を保持しており、債権者たる金融機関は信託地である部族の居留地の上の資産

⁹ ミシガン州 Greek Town の場合は、裁判所に申し立てと同時に、債務者、債権者代表、弁護士等の直接的利害官営者が規制当局(MGCB)を訪問し、状況を報告、事業の継続等を報告し、情報のギャップが生まれないような措置がとられた。規制当局との合意形成を尊重しつつ、再生計画を作るという意味表示でもあった。

¹⁰ 案件自体は Salut Ste Marie Tribe of Chippewa Indian というインディアン部族と Monroe Partners LLC との JV(但し、これは連邦先住民ゲーミング規制法にもとづくカジノではなく、通常の商業カジノになる)になり、恒久施設建設に伴い、建設資金 \$ 140M が不足し、資金繰りがつかなくなり、2008年5月24日に連邦破産法第11章の適用を倒産裁判所に申請したもの。2008年6月の時点で一旦、\$ 98.7Mの追加ファイナンスが決まったが、収入は継続的に減少、シニアデットのデフォルト、財務制限条項違反等が継続的に起こり、2008年12月15日が再生計画提出期限でもあったが、60日の延長を Greek Town は倒産裁判所に要請した。規制当局、銀行団、ボンド・ホルダー、デトロイト市は、同倒産裁判所に対し、同社の財政事情の急激な悪化に伴い、延長しても効果ある再生計画ができないとしこれを拒否するよう申請。規制当局は特に連邦倒産裁判所に対し、規制当局が管財人を指名し、資産売却命令をだせる権限を当該管財人に付与させることで、事業者代替を実現する道筋をつけることを連邦倒産裁判所に要請した。これは認められ、その後、規制当局による管財人が指定され、事業者代替が志向されたが、案件の処理はもつれにもつれ、銀行団が推奨する新たな株主(94%)が主体となり、これに既存のボンドホルダーに普通株6%と\$185Mの優先株買い取り権を付与し、既存の事業者の資産をバイアウトすることで、債権者間の合意が成立、2010年1月には再建が完了する予定である。

¹¹ この部族企業は2010年7月に失効する7億^{ドル}のリボルビングローン、2015年に満期になる利率8.5%の債券、2015年に満期となる利率5.912%の2億5千万^{ドル}の債券などを保持している。デフォルトとなったのは総額5億^{ドル}のローンの半年賦金利で\$21.25M支払うべき所、\$14.2Mしか払えなかったものである。S&Pは直ちに格付けをDに落としたが、実質的な破たん以外の何物でもない。

を接収したり、所有したりすることはできない。担保を執行し、資産を売却して、現金化することもできなければ、負債を資本と交換すること(デットエクイティスワップ)もできないことになる。もし、破綻に至れば、全米最大の部族企業の倒産ということになるのだが、過去、如何なる部族企業も、連邦破産法の適用を受けたことはない(はたして、連邦法を適用できるのかとする議論もある)。債権者にとりレバレッジが効かず、再建のための選択肢は極めて限定され、債務の繰り延べなどのリストラ策しかないのではないかと喧伝されている。この意味では、融資契約も、債券発行約定書も、通常の米国企業とは異なる慣行で、部族企業への融資や債券発行を実施しているはずで、ことは単純ではない。部族企業は連邦原住民ゲーミング規制法に基づき、連邦政府の認可、規制を受けると共に、州政府も規制と課税に関与し、更に部族政府もこれに加わり、三重の規制当局が絡んでしまうことになり、更に複雑化することになる¹²。

この様に、その企業活動が厳格な規制や監視の下にある事業会社が破綻する場合、債権債務の調整には、別の法体系により一定の制限がかかってしまうことがある。カジノ自体はキャッシュを生み出す現金商売でもあり、潰して清算するよりも、事業を継続せしめた方がはるかに事業価値は高くなる。このためには、規制当局によるステップインも正当化される事情もあるということであろう。さて、我が国にはカジノ法制はまだ無いのだが、もし、できた場合にはどうなるのであろうか？カジノが破綻しない制度設計にすればよいではないかという声にかき消されそうだが、世の中に完璧な制度等あるわけが無い。民間企業の参加を高める前提を取る場合、失敗や破綻への対処手法を予め制度的に考えておくことは、必須の条件になる。米国における状況は、我が国においても将来類似的に起こる可能性があるからである。

¹² どういう結末になるにせよ、巨額の負債を抱え、債務を調整したい米国の部族企業の全てがこの影響を受けることになる。担保の執行ができない場合、交渉により債務の調整をせざるを得ないが、債権者にとってのレバレッジが殆ど無いとはいえ、部族に対する配当制限や収益の使途制限等、部族カジノの経営には大きな制約と制限が課せられることになることは疑いない。

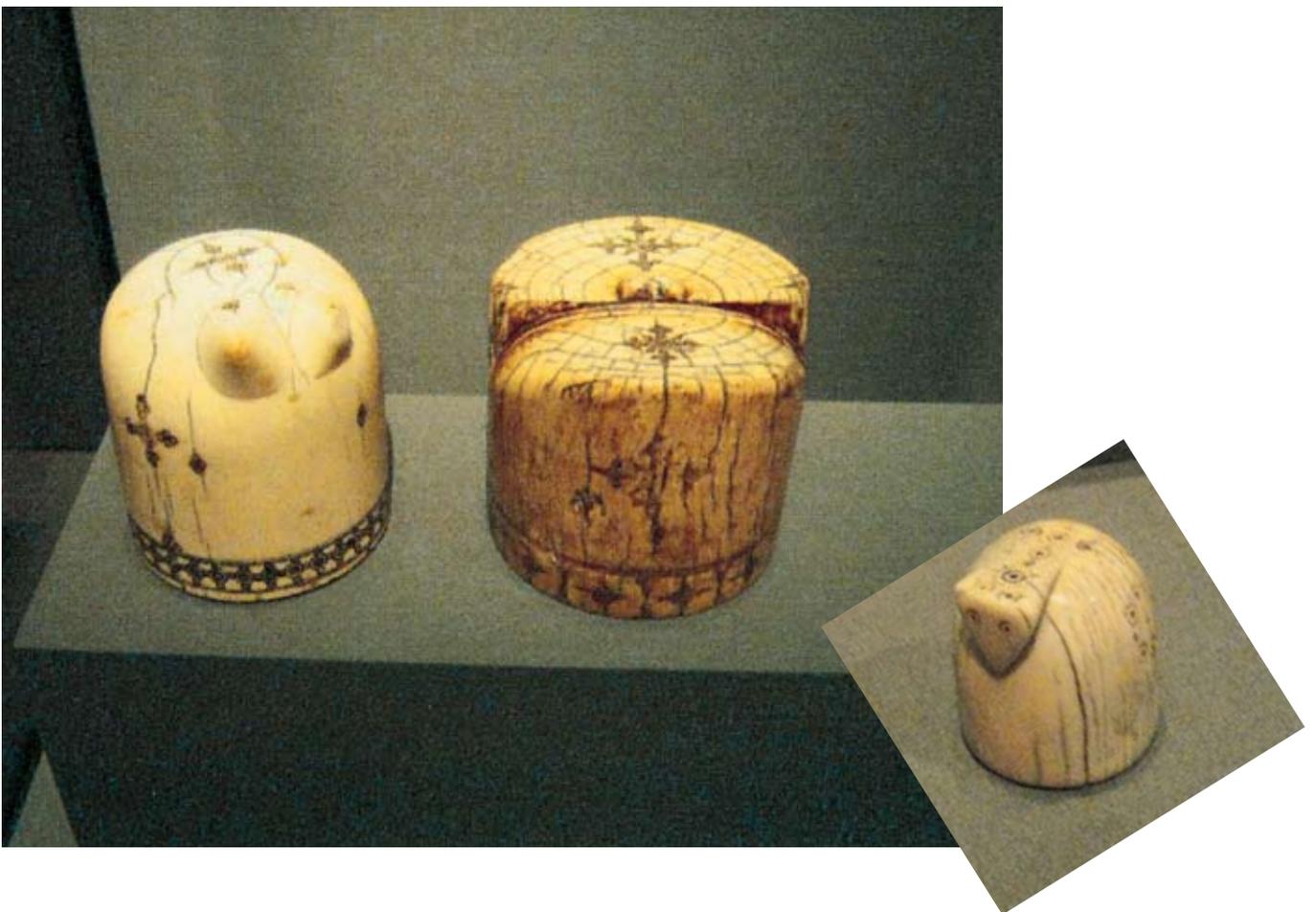
ギャンブル^秘写真館:<第16回>「イスラミック・アート・ミュージアム」

谷岡一郎

あの「ドーハの悲劇」のドーハへ行ってまいりました。

カタール政府は、教育に力（つまり金）を入れておりまして、天然ガスなどの利益を大学の誘致などにつぎ込んでいるようです。この点、オイル・マネーを企業誘致目的などに費ったドバイ（UAE）とは違い、将来への投資として歓迎すべきものです。

さて、まずは下のチェスの駒の写真を見て下さい。この駒は知る人ぞ知る有名なピースで、11世紀頃のもので、写真から想像するより、かなりデカイです。



インドの駒より単純なシェイプですので、研究者の中には、インドより中東地域の方が古いのでは、という人もおります。ただし、中東の駒が抽象的なのは、偶像崇拝が禁止されていたことが、主たる原因です。シェイプの単純さによって古さを推測するのは、チト無謀ではないでしょうか。

この駒も含めて、ドーハのイスラミック・アート・ミュージアム〔写真上（左）〕には、ゲームに使用されたものがいくつかあります。写真上（右）は、インドの“Chopat”というゲームのピースですが、金、ダイヤモンド、エメラルド、ルビー、サファイアで出来ておるそうです。

写真下はご存知バックギャモン。15世紀頃のものです。



Do you know this<第 16 回>

証券取引は賭博?—金融商品の賭博性について考える—

梅林勲

日本航空(JAL)が 1 月 19 日に運航子会社である日本航空インターナショナル、金融子会社のジャルキャピタルとともに、東京地裁に会社更生法の適用を申請し、同日に手続き開始の決定を受けたとの記事が 1 月 20 日付けの新聞各社の一面を飾った。グループの負債総額は 2 兆 3200 億円で金融機関の倒産を除いては、過去最大である。日本航空は減資を含む更正手続きに入るが、2 月 20 日までの 1 ヶ月間株が整理銘柄に指定され、取引が続けられた後、上場廃止となる。

日航は民主党政権誕生後つぶせぬ存在として、昨年 10 月頃から本格的な再建策についての議論が行なわれた。当初は産業再生法や官民の企業再生ファンド企業再生支援機構を活用し、公的な私的整理手続きである事業再生 ADR(Alternative Dispute Resolution)によって再生する案が有力であった。しかし、企業年金問題や銀行との債務削減交渉の難航など時間がかかり、1 月には会社更生法の適用申請の方針がほぼ固まった。私的整理か法的整理か揺れていた頃の、日航の株価は 100 円前後を推移していたが、1 月 14 日には 8 円、現在は 1 円から 3 円で推移している(株価が変動するのは短期的な利ざや稼ぎの取引が行なわれているからである)。

過去このような企業の倒産をめぐって著名な投資家が行った金儲けの手法が空売りである。仮の話だが昨年 10 月の時点で日航株を 1 億株空売りすると 1 株 100 円として 100 億円である。この空売りの決済を 1 月 19 日と決めたとすると、その時日航株を仕入れるとして仕入れ価格は 1 億円である。たった数ヶ月で 99 億円の儲けが手に入ることになる。

当時はアメリカ市場最大の倒産事件であったエンロンは、破綻時の負債総額は当時の日本円で 4 兆円を超えていたのではないかとされている。エンロンは 2000 年度の売上が 11 兆円で社員数が 2 万人を超える大企業であったが、1980 年代から粉飾決算に手を染め、1990 年代には複雑なデリバティブ取引で架空取引(循環取引)を行っていたという。

エンロンは倒産直前まで世界的な優良企業として扱われていたが、何れかの新聞記事で読んだ記憶だが、エンロンの不正を暴き倒産の引き金となったのが、アメリカの著名な投資家による空売りといわれている。

エンロン事件は、世界 5 大会計事務所の一つであるアーサー・アンダーセンの倒産を招き、企業活動の結果を表す会計基準についても、当時世界標準として採用されつつあったアメリカの会計基準に対する不信感の高まりにより、現在では世界各国が参加して策定する、新しい国際会計基準の導入が各国で進められている。

私は証券取引の最近の規制について詳しくないが、現在ではこのような手法は有名となり、企業倒産の原因となり相場の安定性を損なうとして規制が行なわれているようだが、先の日航事件でも空売りを利用した金儲けを行なった投資家がいるかも知れない。

但し、このような空売りには次のようなリスクも伴うし、大量の空売りに対して買い注文が追いつくのか等、空売りが有名になった現状では実行は難しいと思われる。

- 1) 日航が実際に法的整理に入るかどうかをどのように見極めるのか。
- 2) 減資は行なわれるのか、或いはどの程度行なうのか。
- 3) 空売りの精算をいつ行なうのか。
- 4) 事前に日航の法的整理申し立てを知って空売りを行なうと、インサイダー取引として利益を没収され、刑事罰のおまけもついてくるおそれがある。

ここまで書くとお分かりになると思うが、証券投資という言葉にすると難しい仕事をしているように見えるが、証券取引所はギャンブル市場としての機能も併せ持つといえるのである。

一般の人には分かり難いデリバティブ取引というものがある。天候デリバティブというのは、企業活動等の際に生じる予期せぬ気候変動のリスクをヘッジするものと言われる。細かいことは良く知らないが、ある新聞記事の解説を読んだときの記憶に基づいて、仕組みを最も簡単に説明すると、例えば今年の夏のある一定の期間の最高気温が 32 度として、その範囲から上下に数度、最高気温が変動すると 1 度について幾らの補償金を支払うというものである。デリバティブ取引の本質がこのようなものであるとすると、実際にリスクヘッジのために利用する企業以外の投資家が市場で行う取引は明らかにギャンブルである。

最も分かりやすい金融商品の例として挙げられるのは、外為証拠金取引(FX 取引)である。FX 取引の違法性に関しては、このような事件に強い、東京のあおい法律事務所のホームページに詳しく解説されているが、あおい法律事務所のホームページでは、「FX 取引とは外国為替取引にレバレッジを掛けて、業者と顧客が現実に売買をするわけでもないのに、外貨の価格(為替)変動によって生じる差金の損益をやりとりする契約をするものである。」と説明されている。

最近の一般投資家の金融商品取引はパソコンからのクリック一つで行なえ、レバレッジによって膨らんだ負債を抱え、数多くの借金地獄やトラブルの温床になっている。FX 取引に関しては、取引を行なっている顧客及び業者に関して、それぞれ刑法 185 条にて禁止されている常習賭博罪と賭博開帳等凶利罪が成立するものと思われる。実際あおい法律事務所のホームページでも次のような有力説や、FX 取引を賭博と認定した裁判例を紹介している。

「取引所有価証券市場によらないで、取引所有価証券市場の相場により差金の授受を目的とする行為を行うことを禁止したものである。本条(注:証券取引法 201 条)は、差金授受を目的とする取引は一種の賭博であり、同様の行為が取引所有価証券市場内で行われる限りにおいて合法であるが、取引所有価証券市場外で行う場合に違法とすることを明確にするため設けられた。」(河本一郎、関要「逐条解説証券取引法」商事法務 1124 頁)。

「(投機取引は)一定のルールに従って公正に行なわせるため、法律が限定的にこれを認めて

いるのである。したがって、この枠外にあるものは民法 90 条の「公序良俗」に反すると、いわねばなるまい。」(石田喜久夫「金先物取引の法的問題点」法律時報 55 巻 2 号 68 頁)。

「シー・エフ・ディー (東京地方裁判所平成 18 年 4 月 11 日判決、東京高等裁判所平成 18 年 9 月 21 日判決)

外国為替証拠金取引は賭博として公序良俗に反するものであるから、これを行わせた取締役は旧商法上の損害賠償責任を負うとされた事例。慰謝料請求も認容されている。金融・商事判例 1254 号 35 頁に掲載され、今後、被害救済実務の指針とされるものと思われる。」

わが国には地方自治体の 3 競オートや、中央競馬、宝くじ、スポーツ振興くじ(ToTo)といった公営ギャンブルが存在する。スポーツ振興くじが「スポーツの振興のために必要な資金を得るため、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする」とあるほかは、「地方財政資金の調達に資するものとし、地方財政の改善を図るため」を共通理念として、競艇、競輪、オートレースにはそれぞれ競技の内容に即した固有の目的を加え認められている。競馬が競馬法及び日本中央競馬会法等 7 法令、競艇が自転車競技法等 3 法令、競輪が自転車競技法等 2 法令、オートレースが小型自動車競走法等 4 法令と計 16 の法令が存在し、宝くじとスポーツ振興くじに関しては、宝くじは当せん金付証券法等 3 法令、スポーツ振興くじはスポーツ振興投票の実施等に関する法律、スポーツ振興法等関係法令を合わせ 7 法令と計 10 法令が存在する。

これらの公営ギャンブルは、立法化により可罰的違法性を阻却されているが、先の金融商品に関しても一般的には金融商品取引法(旧証券取引法、金融先物取引法)、商品取引所法、金融システム改革法、保険業法、銀行法等により、社会的、経済的な合理性を挙げて、同様に可罰的違法性が阻却されているといわれる。

18 世紀末のイギリスで生命保険が一定の条件を付して認められるまでは、ヨーロッパでは生命保険は賭博として禁止されてきた歴史もある。FX 取引が認められる根拠たるのは 1998 年 4 月の旧外為法の改正に伴う、外国為替及び外国貿易法(新外為法)による外国為替業務の自由化とされている(為銀主義から為銀主義の廃止)。しかし、FX 取引が立法によって認められたことはなく、現在最高裁に上告中と思われるシー・エフ・ディー事件の判断如何によっては、金融商品の取り扱いが今後変わり金融商品業者の淘汰が進むかもしれない。

そもそも金融商品取引に際して実施される金融機関のレバレッジという手法は単なる融資であり、カタカナの専門用語にするといかにも合理的な融資に見えるが、利用者の側から見るとある意味ギャンブルに用途を特定した借金である。排出権取引を含め欧米諸国により様々な金融商品と称される取引手法が開発されているが、結局は最後に誰が損をするかというゼロサムゲームのようなものであり、真の意味での経済活動に必要なリスクヘッジ等の合理性を持った取引なのか、経済活動の一環としての投資取引なのか、単なるギャンブルなのかその見極めは非常に難しい時代になった。

少なくともアメリカのオバマ大統領は、金融商品の賭博性を認識しているゆえに、一般の商業銀行に関して厳しい投資規制を行なおうとしているのではないかと思われる。

参考

レバレッジとは

てこ(lever)の作用から転じて、投資において信用取引や金融派生商品などを用いることにより、手持ちの資金よりも多い金額を動かすこと。自己資本と比較して損も利益も巨額になる。

レバレッジの例

借入

借入購入資金を借入によってまかなうことで、自己資金以上の投資を行う。購入した有価証券を担保として更に借入を起こすことでレバレッジ比率を上げることができる。信用買いなど

例えば 100 万円の自己資金で株を買い、その株を担保に資金を借り入れるとする。このとき担保掛け目が 80%なら 80 万円借りられる。その 80 万円でさらに株を買い増して合計 180 万円とすると、180%のレバレッジと表現する。

証券 価格が上昇すると担保 価値が上がり、さらに借入が可能となるが、逆に証券価格が下落すると担保価値も下がり 追証が発生することになる。ポジションの含み損が拡大し、担保不足が継続的に発生するようになると、投資家の財務状態悪化として借入可能な信用枠（クレジットライン）自体が削減されることもある。このとき不足分の現金を用意できないと強制売却となる。こうしたリスクは流動性リスクともよばれる。

「はてなキーワード・レバレッジ」より(<http://d.hatena.ne.jp/keyword/>)

Copyright (C) 2001-2010 hatena. All Rights Reserved

デリバティブ取引とは

通貨や原油などの原資産から派生した金融商品の取引のこと。比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引するので、リスクヘッジに用いられる。

ここ 1~2 年、原材料の価格が大きく値上がりしています。例えば、鉄鋼や原油の値上がりです。2005 年の年初から年末にかけて原油の円建て価格は倍近くに値上がりしました。航空業界など燃料を多く消費する企業の調達コストは急上昇しています。

こうした物資や金融資産などの価格変動を相殺（ヘッジ）する手段として用いられるのが「デリバティブ取引」です。

◆効果

変動の影響を限定

デリバティブ取引とは、金融派生商品を扱った取引全般を指します。先物取引やオプ

ション取引などがこれに相当し、対象となる原資産は、為替、株式、商品、債券、金利など。

デリバティブ取引の代表例である先物取引はあらかじめ決めておいた期日に現時点で決めた条件で売買を約束する取引です。一定の証拠金を納めることで取引ができます。売買条件は決めているので、決められた期日に値下がりしたものを高く売却できたり、長期的に値上げが見込める商品に関しては安く購入できます。

こうしたデリバティブ取引によるヘッジには、子会社株式の価値の下落を日経平均先物を取引することでヘッジするといった例があります。あるいは、石油や金属といった資材の価格上昇が見込まれる時に、商品先物を取引することで購入コストの上昇を抑えようとすることもあります。

同様に、為替レート変動に備えて為替先物を取引するといった取引もよく行われています。

注意すべきは財テク目的で過大なデリバティブ取引を行わないことです。例えば、1997年に住友商事が2852億円、98年にヤクルトが1057億円の特別損失を計上した例があります。特に住友商事の件は取引担当者が取引内容を隠ぺいして不正に取引を行った末の損失計上であり、多くの経営者にショックを与えました。

燃料を多く消費する航空業界では、原油先物を売買して燃料費の上昇をヘッジしています。しかし、どの程度ヘッジするかはそれぞれ経営判断次第で、異なっています。「デリバティブ取引とは-知っておきたい IT 経営用語:ITpro」より抜粋 (<http://itpro.nikkeibp.co.jp/index.html>)

日経 BP 社 Copyright (C) 1995-2010 Nikkei Business Publications, Inc. All rights reserved.

カジノのマーケティングと責任

中 條 辰 哉

カジノ産業は社会や地域にプラスとマイナスの効果をもたらす。プラスの効果としては税収増加、雇用促進、地域の活性化、マイナスの効果としては、犯罪増加、ギャンブル依存症問題、青少年への悪影響などが挙げられる。

カジノがもたらすプラスの効果を最大にするためには、様々な手法で顧客を動機付けし、お金を使わせる必要がある。カジノが価値ある商品やサービスを提供し、マーケティング活動によって集客に成功するならば、期待値と大数の法則により売上を得ることができる。

反面、過度なマーケティング活動は、時として顧客らに個々の財政能力以上の支出を引き出させてしまうこともあり、ギャンブル依存症などに関わるマイナスの効果を助長する可能性もある。

カジノビジネスにおけるマーケティングで多くのカジノが採用しているのがロイヤリティー・プログラムであり、その中で中心的な役割を果たすのがコンプリメンタリー(ホテル、食事などが無料となるサービス、以下、コンプ)やプロモーション・アラウアンス(負けたときのキャッシュバックや飛行機代)といえる。

カジノが提供するロイヤリティープログラムや広告戦略は様々であるが、これらの戦略と売上の関連性は、Richard McGowan and Timothy Brown(2009)の論文で示されている。カジノの販売促進に関わるロイヤリティープログラムの経費を増加させることはゲーミングの売上の増加につながり、マスメディアを使った広告戦略の経費の増加はノンゲーミング(ホテル、レストラン、スパ)の売上増加につながるのである。

特にコンプはゲーミングの売上に強い影響を及ぼし、MGM やサンズではこれらのサービスをハイローラー(高額のカジノ顧客)に提供し、ハラスにおいてはハイローラーからローローラー(小額のカジノ顧客)まで、広範囲な顧客に対して提供している。

これに対して、雑誌やTV、その他のメディアに掲載される広告は、ノンゲーミング(ホテル、レストラン、スパ)などの売上に影響する。通常の広告に資金を投入してもカジノの売上増加に対する影響度は小さく、ホテルやレストラン

の売上を増加¹させる結果となる。

カジノは、これら2つの集客戦略（ゲーミングとノンゲーミング）を自社のビジネスモデルに合った形で使用すれば効率的なマーケティング戦略を実践することができる。

これらのマーケティング戦略による動機付けが「どのように」、そして「どのくらい」ギャンブル依存症の発生や問題に影響するのかを証明するデータは今のところ存在しない。しかしながら、コンプを含むプロモーション戦略が売上を増加させ、また顧客を呼び寄せるための1つのツールであるならばギャンブル依存症問題を考える上でコントロールされるべき行為であるといえる。

プロモーション戦略はコンプの他にもDM（ダイレクトメール）や招待状、イベントの案内など顧客を動機付けするための様々な手法が存在するが、これらの情報や誘いから、顧客が自らを除外するためのプログラムがアメリカ、オーストラリア、カナダなどの国には存在する。

セルフ・エクスクルージョン・プログラム（Self-exclusion program、以下SEP）と呼ばれるこのプログラムは、顧客自身がカジノに対して、自分はギャンブル依存症患者である点を伝え、SEPを登録することでカジノに対してカジノへの入店の制限や入店拒否を依頼したり、コンプ、DMや招待状、イベントの案内などの送付を停止したりすることを依頼することができる。

このプログラムは1996年、ミネソタ州においてスタートしたものであり、SEPをリクエストした顧客に対してカジノが引き続き入店を許可したり、マーケティングを行ったりした場合、SEPをリクエストした顧客は基本的にはカジノ側を訴えることができる。

事実、ミシシッピ州に住む Joe McNeely はニューオーリンズ裁判所において4つのルイジアナ・カジノに対して訴えを起こしたのである。カジノ側は Joe McNeely が SEP を登録したにも関わらず引き続き招待状やコンプなどのマーケティングを行い、入店を許可し、さらにクレジット（信用貸し付け枠）まで提供した。その結果、Joe McNeely は SEP を登録後、総額200万ドルをこれ

¹ アメリカにおいてカジノ・ホテルやカジノ・リゾートを広告する場合、法律上、カジノに対する広告は規制があるため、ホテルやスパ、レストランを前面に出した内容になる。よってそれらの広告による集客はホテルやスパ、レストランを求める顧客層となり、結果、ノン・ゲーミングの売上を増加させると考えることもできる。

らのカジノで負けてしまったのである。この訴訟では、カジノ側が水面下での示談を行い、賠償金を支払ったとされている。

さて、この SEP であるが、最近では SEP を悪用した訴訟が増加していることも事実である。SEP を申請し、その後、カジノの監視の目を潜り抜けカジノでプレーし、負けると訴訟を起こすのである。

しかしながら、顧客がカジノを訴えて勝つケースはほとんどない。Joe McNeely のケースは例外的なものであり、通常の場合、それらの訴訟は却下される場合がほとんどである。なぜならば SEP とは、顧客自信が自分をカジノというサービスから除外される状況をつくるためにカジノに協力してもらうプログラムであり、カジノの責任はあくまでも状況をつくるための協力に対して最大限の努力をする範囲に限定されるとされる。よって、SEP をリクエストし、カジノの監視の目を潜り抜けカジノに入り込み、カジノで負けると訴訟を起こすこと自体、このプログラムの本来の目的から遺脱しており、合理性に欠くと裁判所は判断する。

加えて、ギャンブル依存症に関する SEP とは、あくまでも個人的な事柄に帰属するものであり、ギャンブルに関わる責任を自分自身の問題として捉えず、カジノにその責任を転嫁すること自体、根本的な問題の解決にならないと考えるからである。カジノ側は SEP を登録したギャンブル依存症患者を動機付けしたり、入場を許可したりしないように最大限の努力をしていれば、責任に問われることはないのである。

近年、カジノもこれらの理不尽な訴訟から身を守るために様々な対策を行っている。SEP の登録を行う顧客に対していくつかの注意点を理解させ、プログラムに対する法律的な責任の範囲を明確にするのである。プログラムのルールやプロセス、さらに効果の限界やその範囲などを理解させる。加えて、顧客本人が自らの意思でこのプログラムに参加する旨、そしてギャンブルの施行者の責任を追及する権利放棄を明言させることなどが挙げられる。

カジノのマーケティングと責任については世界各国で論議され、現在では節度あるマーケティングと過度の支出やギャンブル依存症に対する責任や対策を行うことは社会的にも常識的な行為であると考えられるようになってき

ている。カジノは顧客に自分の予算の範囲内で楽しんでもらうためのプロモーションを行うと同時に、ギャンブル依存症患者に対しては「Best Effort=最大限の努力」の範囲で彼らを除外する必要があるといえる。

一見すると相反するような行為をバランスよく行うことが、カジノが現代社会において1つのサービスとして認められ、更なる発展をもたらすのではないだろうか。

参考文献

Richard McGowan and Timothy Brown (2009), Revenue Generation at Casino Resort: The Use of "Comp"-Based Promotions, Gaming Law Review and Economics (Nov.2009).

Joseph M. Kelly and Alex Igelman (2009), compulsive Litigation: Casino and the Duty of Care, Gaming Law Review and Economics (Nov.2009).

書評 レナード・ムロディナウ『たまたま』ダイヤモンド社(2009年)

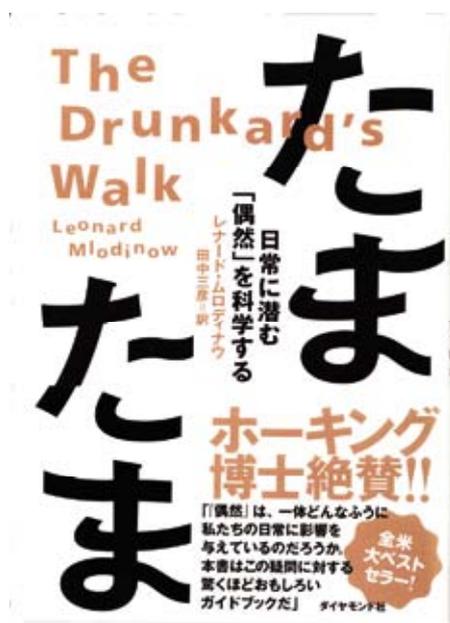
谷岡一郎

副題に『日常に潜む「偶然」を科学する』とありますように、この本は最近けっこうポピュラーなトピック、「偶然の威力」、もしくは「人々の誤解」を扱ったものです。たとえばナシーム・ニコラス・タレブの『ブラック・スワン』(同じくダイヤモンド社)という著作が、2009年にけっこう有名になりましたが、タレブなら(私の好みとして)前作の『まぐれ』の方が明らかに上です。

本書は、世の中のヒット商品や成功例の多くが、「たまたま」であることを、これでもかというくらい、いくつも示してくれます。そしてその本質は(著者が言いたいことは)、自分の頭で考え、世の中の正しくない雑音にごまかされてはいけません、というメッセージに集約できるでしょう。

2005年にノーベル経済学賞を与えられ、カーネマンの業績が認められて以来、いわゆる行動経済学—わかりやすく言えば、「人々は功利主義よりも、主観的・本能的な行動を選択するものだ」という考え方を扱う学問—は飛躍的に研究が進みました。本書もその一貫と考えられます。

単なる自慢ですが、カーネマンの研究をいち早く取り上げた、拙著『ツキの法則』は、おかげさまで10万部を突破いたしました。あの当時(1997年)、カーネマンを真剣に考えていた人は(私の知る限り)おりませんでした。ねえ?



私の出身大学は、住所こそ「東京都」ではありますが、他校に先駆けて都心から郊外へと移転したために、それは大層のんびりとした環境に置かれることとなりました。

かつては狭い地域に多くの大学がひしめき合って建つ学生街にあって、体育の授業を受けるにも離れた場所にある他学部の校舎まではるばる歩いて行かざるを得なかったという話を先輩たちから聞くにつけ、それは面倒くさいなと思うのですが、いろんな種類の学生で溢れかえる大きな古本街や昔からの飲み屋や喫茶店などが日常生活の範囲内にあったという状況は、今から思えば、それを知らない私たちの年代にとってみれば極めて贅沢で羨ましいばかりです。

さて、私たちの新しいキャンパスは、小高い丘をそのままに設計・建設したというもので、打ちっぴなしのコンクリート壁の白い校舎群は、その当時、「建築・設計的にとってもナイス」という評価がなされて何かの賞も取ったということで、テレビや映画のロケ撮影がよく来ていました。

私は関西からこの大学に入学したのですが、初めての「キャンパスライフ」に多少の期待を持っていても何ら非難されることはないわけで、着慣れないエエ服を着、張り切って入学式に出かけて行ったのでした。が、その後、「何か違う」という一種の違和感を急激に持つことになるのでした。

たとえば、通学途中の電車やバスの車窓から見える景色。今まで、生まれてこのかた、田んぼや畑を見ながら通学をした記憶がないにもかかわらず、春には梨の花が白く咲き、夏の夕方には田畑にカエルの声があり、秋には刈り取った稲藁が干され、冬の朝には雪を頂いた富士山が遠くに見えることもある。サトイモがどうやって生えているのか、栗のイガがどんなふうについているのか、初めて目にしたのも大学に入学してから。

「確かに住所は東京都であることに違いはないが、果たしてこの田舎っぷりはどうしたことであろうか。おおお、いま目の前を、近所の動物公園から飛んできたクジャクがのしのしと歩いているし～(事実)。ううう、うっきい～！」

急激な環境の変化に着いて行けず、山のおサルと化す私。

たとえキャンパスが大変なおしゃれさんでナイスな賞を与えられたとしても、その周囲は間違いなく不便な田舎なのであって、同じキャンパス内であってもやたらと敷地面積が広いものだから、たどり着くのに15分以上は悠にかかる体育館のトイレのドアを開けたら「mamushiさん」が私たちを待っていた日にゃあ、一体ここはどこなのか私は誰なのか教えてもらいたいという意識の混乱が明らかに見られるのでした(ちなみに、当時、うちの大学の保健センターにはmamushi用の血清が備えてあったという、そのちっとも笑えない超リアルさよ)。

「こんなもん、東京じゃあねえぞお～！」

いつしか、夜毎、私の遠吠えが多摩の山々にこだまするのでした(うそ)。

と言うと、非常に悲惨な大学生活を送ったことと思われるでしょうが、世の中うまくしたもので、人間には「適応力」、つまり「慣れ」というものが備わっており、そんな中途半端な「東京における田舎暮らし」も徐々に当たり前となってしまったある日のこと。

うちの大学は学年末試験が終わるのが1月下旬で(当時、関東地方の私大は大抵2月に入ってから本格的に受験シーズンが始まるので、大学生の試験は早めに済ませておくのです)、とりあえず試験から解放された私たちは、ボウリングに行ってみたり映画を観てみたり麻雀荘で出された歌舞伎揚げを食らいつつ自分の順番待ちをしながら友人たちのフリコミを笑ってみたりと、何とも怠惰で平和な行為に耽溺するのが常でしたが、その日は、急に誰かが「アイススケートに行こう！」などという妙にヘルシーでさわやかなことを言い出したものだから、その場で俄かに慌ただしく場所の選定が始まるのでした。

東京23区在住生は「明治神宮外苑スケートリンク」などと言い、あるいは「豊島園」などと言うわけですが、私たち多摩在住生としては「それは遠い！それに、多摩川を越えたら魔物が現れて田舎の大学生は食われてしまうと言うではないか！」などと「どっぷり田舎者宣言」を無意識におこないながら激しく反論します。結局は、帰りが遠くなったら面倒くさいという理由だけなのですが。で、決まった場所が「よみうりランド」。その名のとおり、読売新聞グループが主要株主の遊園地施設です。

「なあにい～？よみうりランドだあ～？」

阪神ファンの私は少しご立腹ですが、当時のタイガースはホンマに果てしなく弱かったのだから反論出来なくても仕方ありません。「ころんで濡れてもOKな服装で！」という非常にお節的な約束と共に現地集合ということで、一旦大学で解散してから、各自三々五々、多摩丘陵にそびえ立つよみうりランドに向かうのでした。

京王線よみうりランド駅からのアクセスは、現在、ゴンドラに乗って入場口に到着するようになっていますが、当時は長～いエスカレーターのようなものでゴトゴトと上って行ったような記憶があります。振り返ると、ほぼ高い建造物がない武蔵野平野に我が大学の全景が遠くに見えて、懐かしいやらがっかりするやら。

「ねえ、まだなのお～？」

「うるさいわ～！」

一緒に連れている友人が目的地のあまりの遠さに文句を言いますが、そんなもの私の知ったこっちゃありません。エスカレーターで登り切った所で、ようやく遊園地らしいのんびりとした風景が見えて来ました。ああ、そこで一番目立つ物体と言えば観覧車。

今や、いわゆる絶叫マシーンの「高速グルグル回転系」が幅を利かせているとは言え、「低速ユルユル系」の観覧車は依然として遊園地には必須アイテムです。よみうりランドの大観覧車は標高103m。その場に座っているだけで自動的にそんなに高所へと上れる経験など、日常生活ではちょっと得がたいしろものです。

「うお～！観覧車やんか～。ちょっと乗ってみようやあ～」

「あんだ、バッカじゃないのお？今日はスケートするのよ！スケート！」

ああ、普段なよなよしているこんな女にバカって言われちゃった私。そのままスケートリンクへと連行されて行きましたとき。ちっ。

さて、ここのスケートリンクは夏にはプール、冬にはスケートで使用しているようで、コンクリート製の結構深くて広い楕円形コースを備えており、あたかもスピードスケートの選手のように高速でリンクを滑りまくる本格派のベテランが多いということでした。

小さい頃から「神宮外苑」に通って腕を磨いてきたという23区内在住生女子は、自称「憧れの白いマイスケートシューズ」持参で、早速本格的にウィンタースポーツと取り組んでいる様子。他の男子連中も、始めはすっころんだりもしていましたが、ぼちぼちと昔のカンを取り戻しつつあり、さっき私をバカ呼ばわりした女子も「初めてだからうまく滑れなあ〜い」などとなよなよ言いつつ、そのうちにメキメキと上達しやがるのでした。

一方、私とえば。

そう、私としたことが、そもそも運動神経が皆無なのか、結局始めから最後まで少しも氷に慣れず、リンクの周囲に設置されているしんちゅうの手すりをただひたすら手袋で磨き込むばかり。たとえ、その日、生まれて始めてスケート靴を履いたとは言え、周囲の幼稚園児にも劣るこのていたらく。氷の上は寒いのに、私だけ汗びっしょりだ。

ああ、私は何のために生きているのでしょうか。教えてほしい、わが友よ。うるうる。だが、リアルな友どもは、一人よその世界に逃避した私を無視して、入場料に十分見合う喜びを堪能していたのであったことよ。

その時、ふと見上げた真冬の青空の中で、よみうりランドの大きな観覧車がのんびりと風に吹かれておりました。そして、「おっ！確かこの景色はどこかで見たことがあるような！」というデジャブ感が・・・。

その昔、中学時代の修学旅行で東京・箱根に来た時に、「よみうりランド会館」というかなり古い宿舎に一晩泊まりました。これは、主に旅行や合宿の団体が泊まることを目的とした宿泊施設であり、何の飾り気もない質素ど真ん中の建物であったという印象が残っています。今では、中学生の修学旅行でも都心の高級ホテルに泊まるようですが、当時は、費用をなるべく安価に抑えて一度に大人数のお客を収容することに意義があったのでしよう。私は、その「よみうりランド会館」が、この「よみうりランド」内にあったことを、その時急に思い出したのです。

その修学旅行の初日でした。午前中に新幹線で東京駅まで行き、丸の内側からおなじみの「はとバス」に乗り込み、皇居、東京タワー、国会議事堂という定番の観光地をぐるぐると回ったのですが、何せ中学生にとって修学旅行は「非日常」の連続ですから、何を見ても聞いても超興奮状態。

「うお〜！あの赤いのが東京タワーや〜！」

「ここ、霞ヶ関やて〜！あっ、警視庁や〜、ドラマで見たことある〜！」

「武道館って、西城秀樹がコンサートしたところや〜！」

「花籠部屋ってどこにあるんやろ〜？」(相撲ファンのシブい女子友人)

関西人中学生のドーパミンは、もうダラダラと出っ放し。景色を見るだけでこんなに楽しいのだから、当然「今晚は東京のホテルに泊まる事が出来る」という期待感はいやおうなく高まります。

さあ、陽もすっかり傾き、「はとバス」は中学生の期待を乗せて、一路「今夜のホテル」に向かいます。が、いつまでたっても目的地らしき場所に到着しない。それどころか、真っ暗な山道をどンドンと登ってゆくバス。

「確か、東京のホテルやったよねえ・・・」

全員がなんとなく漠然とした不安に駆られるのですが、誰もそのことは口に出せないでいました。このあたり、中学生はちょっと社会性が出来つつあるのですね。

で、着いたところが、この「よみうりランド」なのでした。確かに住所は「東京都」ですが、私たちは「東京とは言え、田んぼも畑もある」というしごく当たり前の事実を14歳にして、初めて認識するのです。

朝になり、これから箱根方面に行くため駐車場に移動中、ようやく「よみうりランド」という遊園地の中にこの「よみうりランド会館」が建っていたということ、私は大観覧車を見て気付くのです。

あれから数年後、東京の大学生になって再び同じ現場にやって来ることになるろうとは、当時バカ中学生であった私には知る由もありませんでした。

かつては何もなかった東京・多摩丘陵に移転したわが大学でしたが、いつしか周辺には他大学のキャンパスも多く建ち並び、新たな住宅地が続々と開発され、私鉄の終点駅とバス路線しかなかった交通手段も、その後、他の鉄道や地下鉄の路線につながられ、またモノレールも開通して、当時とは格段に「都市化」して行きました。昔、私がよみうりランドから眺めた「田舎っぽくてのんびりとした」多摩丘陵はすでになく、今では、「都心直結の垢抜けした」郊外都市がそこにはあります。しかしながら、私の東京に対する原風景は、中学生と大学生の時に見た同じ「よみうりランドの大観覧車」ではなかるうかと思うのです。

ちなみに、「よみうりランドスケートリンク」も「よみうりランド会館」も今はもうありません。



執筆者紹介

- 橋爪 紳也 大阪府立大学21世紀科学研究機構教授
大阪府立大学観光産業戦略研究所所長
- 美原 融 大阪商業大学アミューズメント産業研究所所長
三井物産戦略研究所プロジェクト・エンジニアリング室長
- 谷岡 一郎 大阪商業大学学長・教授
- 梅林 勲 大阪商業大学アミューズメント産業研究所研究員
- 中條 辰哉 大阪商業大学アミューズメント産業研究所研究員
- 岡本 美紀 帝塚山大学法政策学部教授

『ギャンブリング * ゲーミング学会ニュースレター』No.19

2010年2月28日

編集・発行 ギャンブリング * ゲーミング学会事務局

〒577-8505

大阪府東大阪市御厨栄町4丁目1番10号

大阪商業大学アミューズメント産業研究所内

TEL 06-6618-4068

FAX 06-6618-4069